

リシュリユーの戦争政策

——リシュリユー政権確立過程を中心として——

阿河雄二郎

【要約】 リシュリユー時代はフランス絶対王権確立の根幹をなす重要な時代であるが、その反面、殆ど一貫して戦争に関与し、国内の危機が一層醸成される時期でもある。本稿は、危機的状况の中で生誕したリシュリユー政権の確立過程と戦争の関係を問題設定とする。最初に、一六二四年から一六三〇年にかけて展開される戦争、国内政策、戦争に対するリシュリユーの思索を検討し、リシュリユー政権の軍事政権としての特質を明らかにし、次いで戦争政策の惹起した諸矛盾を背景とする各地騒乱、宮廷陰謀を打倒することによって、リシュリユー政権が最終的に確立するものであることを指摘したい。

史林 五六巻四号 一九七三年七月

一 序 章

周知のように、フランス絶対王政発展史上におけるリシュリユー時代(一六二四—四二年)の位置は、フランス監察官の常設を頂点とする中央集権体制、重商主義体制の基礎を固め、ルイ十四世親政への直接的前提をなしている。^①

しかし、最近の欧米の研究動向にそって、十七世紀を慢性的経済不況と社会不安の渦巻く時代、いわば「危機の時代」という視角から捉えるならば、リシュリユー期の単線的な絶対王政の発展論は再検討されねばならない。危機はまた、いみじくもリシュリユー自身、『政治遺訓』*Testament Politique* 劈頭で述懐しているように、大貴族、フランスユグノー、スペイン帝国の三大敵対勢力との対決として顕在化した。^②

したがって、リシュリユー政権の直面すべき課題は、これら内外の危機の克服、具体的には、内政面で「国内改革」Reforme du Royaume、外交面で対スペイン政策に集約される問題の解決にあったのである。しかるにリシュリユーは、およそ外向志向型の強権的武断政治を展開し、王室財政の貧困、国内の窮状を鑑みるならば、極力、回避されねばならなかった戦争に終始一貫してコミットする矛盾さえ犯しているのである。しかもリシュリユー体制は戦争のプロセスで一層、強化されているのである。そこで、リシュリユー時代考察上の重要な視点は、戦争をも包摂したリシュリユーの政策のありかたである。

これに関して、ムーニエは、「対外戦争が絶対王政発展の一つの基本的要因である」と述べている。^①つまり、戦争は莫大な軍費を必要とし、その捻出のために強力な官僚機構（司法・財政・行政にわたる）を必然化するが、絶対王権の強化は、それと補完関係にあるというのである。

けれども、より注目すべき事実は、リシュリユーは戦争にパッシヴに引摺られたのではなく、却って戦争をポジティブに措定し、かつ自ら主戦論の急先鋒として内外の戦争を領導したことである。結局、リシュリユーは諸般の危機の根源を圧倒的なスペイン帝国に対するフランスの弱さという国際的緊張のうちに受止め、その克服は強力な中央権力中枢を早急に確立することにおいて構想したのではあるまいか。畢竟、リシュリユーの国内改革は急激となり、国内疲弊の度合も深化する。ただし、強権的武断政治の進行するところ、ある程度の国内の犠牲は不可避であり、それを正当化した論理が利益の追求を是とする国家理性 Raison d'Etat の標榜であったと考えられる。その意味から戦争は内外の政策遂行を是認する両刃の剣、あるいは王権伸張の媒体ですらあったということが出来る。

本稿は、かかる視角から、一六二四―三〇年に至るリシュリユー政権の確立過程を焦点とし、それが主に外的インパクトへの対応を基軸とする武断政治の方向性を堅持し、指導体制を強化していったものであることをリシュリユーの思索、政策を通じて明らかにしたい。

① 中木康夫『フランス絶対王制の構造』一九六三年、一八五—二二一頁。千葉裕男「初期国王監察官制の成立」『史学雑誌』七五編二号、一九六六年、五〇—七四頁。

② T. Aston, ed., *Crisis in Europe, 1560-1660*, London, 1965; R. Mousnier, *Les XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris, 1954, pp. 145-275; R. Mandrou, *La France aux XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris, 1967, pp. 83-123.

二 ヴァルテリン問題

リシュリユーが一六二四年八月十三日の政変で首席大臣 *chef de Ministre* として政権を掌握した時、既にイタリアに向けて進発していたデストレ將軍麾下のフランス軍は、自己裁量においてヴァルテリン駐留教皇軍攻撃を許可されていた。①
リシュリユーは、これを追認し、フランス軍は短時日のうちにヴァルテリンを攻略する。以後一八ヶ月にわたりフランス軍とスペイン軍の角逐がイタリアを舞台に展開されるのである。我々は、まずヴァルテリン問題の所在を明らかにし、その中で展開される論争、リシュリユーの対応を考察しなければならない。

(1) ヴァルテリン問題の所在

ヴァルテリンは、北イタリアとドイツを繋ぐアルプス越えの要衝の一つであるが、この回廊地帯がスペインのオランダ侵略のための重要な補給路をなしていたところにヨーロッパ諸国の注視を集める所以がある。

オランダ独立戦争のさなか、独立軍を粉砕するにあたって、スペインの大軍が投入されるが、兵員・軍需物資の補給は緊急の課題であった。爾来、スペイン軍の補給はサヴォア→フランシュ→コンテ→ローレーヌを経由する「スペイン道路」に依拠するのが常であった。②
しかし、このスペイン道路は、フランス東部国境にほぼ隣接しているので、フランスは国土をスペインに包囲されたも同然である。そこで、宗教戦争による動乱を克服したアンリ四世以来、フランスはスペイン軍

③ Armand Jean Du Plessis Richelieu, *Testament Politique*, Paris, 1947, édit. L. André, p. 95. (以下 T. P. 省略)

④ R. Mousnier et F. Hartung, 'Quelques problèmes concernant la monarchie absolue,' *X Congresso internazionale di scienze storiche*, Relazioni, vol. IV, 1955, pp. 39-40. なお、この文の指摘は「オランダの補給路」を指す。E. Esmonin, *Études sur la France des XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris, 1964, p. 33.

通行を国防上の脅威として、また婉曲的にオランダ独立軍を支援すべく、スペイン道路の閉鎖を要望したのである。^③ そのため、スペインは新たに安全な補給路に依存せざるをえず、一六二〇年前後に更に東廻りのミラノ↓ヴァルテリン↓バイエルンを経由する「アルザス道路」を開設するのである。^④

伝統的な遠交近攻外交にのっとり、スペイン敵視政策を推進するフランスは、オランダ、イギリス、ドイツ新教諸侯、ヴェネチアなどの反スペイン諸国との連携を強める一方、直接介入権を留保する。フランスがヴァルテリン問題に干渉する恰好の口実は、スイス都市同盟のグリソン（新教徒）が、ヴァルテリン（旧教徒）を制圧して宗主権下に組入れて、スペイン軍の通行を妨害したことに由来する。フランスはグリソンと攻守同盟を結び、ヴァルテリン回廊を如何なる軍隊であれ通行できぬ旨通告し、スペインとの緊迫の度をますのである。^⑤

フランス外交は変転をきわめる。軍事力、財力で劣勢なフランスは、スペインとの全面戦争に突入することはできない。ただし、全長六〇マイル余、最大幅三マイルのヴァルテリン回廊を封鎖することは、弱体なフランス軍をもってしても比較的容易であり、すなわち、最少限の兵力でスペインの世界政策を封ずる可能性を孕んでいただけにフランス外交の一層の動搖をもたらすのである。特に三十年戦争が開始されて以来、フランスがヴァルテリン問題と如何に関わるかはヨーロッパの勢力分野の帰趨を決する重要な鍵であった。

しかし、リシュリユーに先立つリュイヌ内閣（一六一七―一七二二年）は南仏ユグノー討伐に忙殺されて対外問題を顧みる余裕はなく、スペインのヴァルテリン支配を容認した（一六二〇年ウルム条約）。次いでラブリュール内閣（一六二一―一六二四年）は、ヴェネチア、サヴォアを誘って反スペイン連合を結成してスペインを牽制した（一六二二年）ものの、効力は乏しかつたのである。一六二〇年七月スペインは、ヴァルテリンの旧教徒反乱を援助する口実のもとに出兵してグリソン勢力を排除し、要所に城砦を築いて既成事実を作り上げる。しかる後、この回廊管理を中立国の教皇庁に委託したのであった。^⑦ 以後、教皇庁・スペイン・フランス三者間に長い折衝が続けられるが、この間、スペイン軍は、一六二〇年、一万人、

二三年、九千人をオランダに進駐させることに成功し、オランダ方面の軍事情勢は一変するのである。^⑧ (なおフランドル進駐スペイン軍の兵力の推移については註を参照)。

フランス友邦諸国の武力介入を要請する声の高まりの中で、一六二四年政権を握ったラーヴィユヴィルは積極的外交に転換する。フランスはオランダと攻守同盟(コンピエーニュ条約)を結び、イギリスとは婚姻政策を通じて反スペイン連合の再編に着手する。^⑨ リシュリユーは、ラーヴィユヴィル路線を更に推進する方向で対スペイン強硬派の先頭に立ち、政権を奪取するや開戦に踏切ったのであった。^⑩

(2) ヴアルテリン問題をめぐる論争

しかし、ヴァルテリン武力干渉を断行するにあたり、リシュリユー主戦論は早くも自己矛盾を露呈しなければならなかった。宗教の問題と軍事作戦面での渋滞においてである。

宗教の問題は決して看過できない。フランスは反宗教改革運動の昂揚期にあったのである。伝統的な帝王論たるフランス国王は善良なるキリスト者 *bon chretien* として、また地上における神の代理人として神の権威の護持と異端の撲滅に邁進しなければならないとする原則と、^⑪ 現にカトリック同胞のスペインとの確執に執着する矛盾、更に、グリソン(新教徒)によるヴァルテリン(旧教徒)弾圧にフランスが荷担しているという二重の矛盾は、全く宗教的背信行為に他ならない。リシュリユー主戦論への危惧感は、既に一六二四—二六年にかけて一つのピークをなしている。その代表的著作は『政治の神秘性』と『警告』である。^⑫

両著の主張は次のように要約される。

スペインとの協力のもとにカトリック再統合の使命を荷うはずのフランスは、一方で異端との同盟、他方でカトリック内部分裂をきたし、まさに反キリスト的悪行を尽している。フランスの裏切りは今や全フランス人民に重税を課し、教会を荒廃させ、貴族を威嚇し、都市を廃墟と化さしめているが、これは著者によれば背教的フランスに対する神罰である。^⑬

『警告』の著者はリシュリユー個人への赤裸々な抗議を表明する。フランスの国王顧問官達(暗にリシュリユーを指す)は権謀術策を用いて国王を籠絡しているが、もし国王がこの奸計に組するならば、国王もまた重大な過失を犯すことになる。^④「……君主が宗教に対して武器をとる時、臣民は彼王に服従するのではなく反抗する……」^⑤したがって、聡明な国王は、直ちにリシュリユー一派を放逐し、賢明な顧問官の補佐のもとにカトリック統合の理念に復初すべきことが提言されたのである。^⑥

この論理は、宗教戦争時代のカトリック過激派(リーグ派)の暴君放伐論を継承している。^⑦すなわち、宗教と正義(政治)は不可分の関係にあり、神権を司る国王に神意を代行する意志が欠如する場合は人民がそれを行使する。そのためになる国王への抵抗権は容認されるのである。この論理を信奉したのは、デヴォ Devots と呼ばれるカトリック聖職者層であり、その一人はリシュリユーを「紫衣を纏った反キリスト」と中傷した。^⑧

デヴォの反政府言論に対するリシュリユー側からの反駁も直ちに開始される。リシュリユーほど世論の動向に敏感な政治家は稀代のことといわれる。リシュリユーは、官憲による言論統制を強化すると共に、猛烈な駁論を展開し世論を操作するのである。^⑨そのスポークスマンの存在がファンカン、モルグなどの王党派論客であった。^⑩ファンカンなどの論理は、デヴォと対照的に宗教戦争時代の王党派(ポリテイク派)を継承し、傑出した著作には『論考』『瀕死のフランス』『過去の鏡』『国家カトリック』『現状についての救済論』などがある。^⑪

デヴォがフランスの宗教的背信行為を論難する以上、リシュリユー派の政府擁護論は、スペイン敵視政策が決して反キリスト的悪行ではないことを実証する必要に迫られる。したがって、まずファンカンは、スペインの世界政策がカトリックの統合という大義名分を標榜するも、実際には世界征覇を隠蔽する隠れ襲に他ならないことを強調し、それに対処すべくフランスの結束を喚起するのである。^⑫つまり、現下スペイン帝国の野望を抑止しなければフランス外交は全く破綻し、悠久のスペイン支配を甘受しなければならないという切迫した危機感に裏づけられている。

次いで『論考』は、国際関係が宗教的信義によって定まるのではなく、各自、国内事情の反映として決定されると主張する。現にスペインも自国利益を守るためには非カトリック諸国との交友関係を維持しているのである。それゆえ、フランス国益の貫徹のためには、異端との和睦も時宜に応じては正当であり、かつ積極的に追求されねばならないと帰結される。② 国益追求の最優先という論理は、国家目標から宗教的責任(道義)を捨象し、世俗的な独自の利益目標を設定しうることを肯定するものである。その場合、教皇庁とも根底的に断絶する必要上、フランス固有の精神的拠り所として、ガリカニスムが鼓吹される。フランス国王は教皇を介さず、直接神の子として認知され、地上の全権を代行し統治するという王権神授説の論理である。③ 『国家カトリック』は、人民の抵抗権を否定する。なぜなら、全能なる国王以外に神慮を知覚するものはありえないし、その術もないからである。結局、人民は、国王に絶対的服従を宣誓するのみである。④

このように、リシュリユー主戦論は、① スペイン世界政策の弾劾② 絶対王権論③ ガリカニスムを基盤としている。絶対王権論者は、スペインのフランス封じ込め政策による国難をことさらに喧伝することにおいて挙国一致への足掛りとし、国益の最優先を唱えて国論の統一を謀り、政府にフリーハンド(自由裁量権)を与えようとしたのであった。したがって、デヴォの論調は国家大逆罪を犯すことにも相当する。絶対王権論者がデヴォに『カトリック狂信者』『ゼロテ党』『スペインの手先』云々のレッテルをはって誹謗した所以である。⑤

しかし、この時点でリシュリユーとデヴォの全面的対立を想定することはできない。デヴォの領袖ベリユールとマリフィックは皇太后マリド・メディスの腹心としてリシュリユーとも親しい。ベリユールはローマ大使として対スペイン・教皇庁折衝の全権委員、マリフィックは財務官、ジョゼフは外務顧問としてリシュリユー主戦論と共にある。⑥ むしろリユインヌ以来の懸案であったヴァルテルン問題の決着がスペインとの戦いに求められる点で宮廷内部の意見は一致していたのである。『警告』などの反政府論は、アントワープで出版され、著者も外国人か亡命フランス人と推定されている。⑦

(3) リシュリユーの情勢判断

リシュリユーの対スペイン戦略は戦況に応じて変化するが、基本方針は、一六二五年五月に上奏された『国王への覚書』を通じて知ることができる。^⑤この中で、リシュリユーは、「スペインの慢心^{オハッペイユ}」を打砕くことを悲観的ではなく、むしろ楽観的に捉えている。その根拠は、①国際外交におけるスペインの孤立化②スペイン自身の持つ体質的な脆弱性に求められているのである。

リシュリユーは、ブレダ攻防戦（二六二五年）におけるオランダ軍の奮戦、ドイツ戦場に新教徒軍救援の旗手としてデンマーク王が参戦したこと、海上帝国イギリスの好意等々の軍事情勢の好転を高く評価する一方、サヴォア、ヴェネチアなどの反スペイン感情の激昂、教皇庁、バイエルンなどの親スペイン諸国さえ必ずしもスペインの伸張を欲していないという事情を看破している。^⑥しかも、「スペイン帝国は、スペイン本国にもフランドル、イタリアにも金が不足している。民衆は、給料を支払われずにフランドルやイタリアで掠奪をほしのままにしている軍隊によって疲弊し、破滅し、政府に不満を抱いている」^⑦と複合民族国家のもつ弱さ、スペイン国内の困窮を鋭敏に洞察しているのである。

他方、軍隊のよく整備され、軍資金にも恵まれた「フランス王は、ヴァルテリンとジェノア戦線の勝利者にして、その評判は絶大である」^⑧「……以上の情況から、フランス国王はその力を伸張し、敵の活力を奪うこれ以上の好機はないように思われる。」^⑨

それでは、フランスがヴァルテリン戦争を遂行する究極的な目的は何か。それは、イタリア方面でスペインが獲得している利権を放棄させることである。「フランスが、この遠征において望む唯一の分前は、フランスと対等たらんとし、その力を弱め、最近、それを実行してきたスペインを衰微させることである」^⑩。この政策を極限まで進めると、スペインとの全面戦争が予想されるが、リシュリユーは、それには否定的立場をとり、スペイン軍にはそれ程の余裕がないと述べている。^⑪むしろ、リシュリユーのもっとも恐れたのは、フランス国内の反乱分子がスペインと呼応することであった。特に大貴族とユグノーの動向が懸念される。「ユグノーはそれ自身、強力ではない。しかし、たまたまスペインが軍資金、

軍艦を供与する時はもつとも危険である。……ユグノーがフランスに足場を確保する限り、国王は国内において主人たりえないであろう。また国外にも栄光ある活動を企てることはできないであろう。」

この覚書は国王に上申されたものである以上、誇張も多く、必ずしもリシュリユーの情勢判断の真意を物語っているとは思われない。が、フランスがスペインによる世界征覇の歯止め役を積極的に果さなければならぬという彼の強い決意は読取ることができる。

(4) 戦争の終熄

しかし、リシュリユーは、軍事的敗北により停戦を余儀なくされる。一時はヴァルテリンを制圧し、ジェノアを包囲したフランス軍も、スペイン軍の反撃、ロアン公麾下のユグノー反乱(一六二五年)、対イギリス関係の冷却化という悪条件のもとで戦争続行が不可能となり、休戦を迫られるのである。③ 因みにリシュリユーは、ユグノーと休戦条約を結んで新教徒の権益を保証する(一六二六年一月パリ密約)。スペインともモンソン密約(同年三月)を締結して、急遽、ヴァルテリン問題から全面的に撤退するのである。④ リシュリユー初期政策の転機であった。

- ① V. L. Tapé, *La France de Louis XIII et de Richelieu*, Paris, 1952 (1967), p. 141; G. Hanotiaux et duc de la Force, *Histoire du Cardinal de Richelieu*, Paris, 1893-1947, t. III, p. 6.
- ② G. Parker, *The Army of Flanders and the Spanish Road, 1567-1659*, Cambridge, 1972, pp. 80-101.
- ③ *Ibid.*, p. 69. フランスは一六〇一年リヨン条約、一六〇二年ピロンの反乱に乗じてスミイン道路を封鎖する。またサヴォアのスミイン離反とあいまってスミイン道路の安全性は失われた。
- ④ *Ibid.*, pp. 70-76.
- ⑤ D. P. O'Connell, *Richelieu*, New York, 1968, pp. 78-80.
- ⑥ J. H. Mariéjol, *Henri IV et Louis XIII*, Paris, 1905, p. 211.
- ⑦ D. P. O'Connell, *op. cit.*, pp. 84-85.
- ⑧ G. Parker, *op. cit.*, pp. 271-272, pp. 278-279.

フランドル駐留ス
ペイン軍総兵力

年 度	総 兵 力
1607	41,471
1609	15,259
1611	14,661
1619	29,210
1620	44,200
1623	62,606
1624	71,288
1627	69,340
1633	52,715
1640	88,280
1643	77,517
1647	65,458
1661	33,008

en Allemagne, 1626 (M. de Morgues 著)

- ① W. F. Church, *op. cit.*, pp. 116-120.
 ② E. Thau, *op. cit.*, pp. 180-181.
 ③ W. F. Church, *op. cit.*, pp. 130-132.
 ④ E. Thau, *op. cit.*, p. 204.
 ⑤ W. F. Church, *op. cit.*, pp. 132-133.
 ⑥ E. Thau, *op. cit.*, p. 197.
 ⑦ *Ibid.*, p. 200.
 ⑧ W. F. Church, *op. cit.*, pp. 108-109.
 ⑨ *Ibid.*, p. 121, p. 123; V. L. Tapie, *op. cit.*, pp. 144-145. 因みにリシュリュー主戦論は、一六二五年九月二九日の戦争継続問題を討議した國務會議における圧倒的の支持を得た。
 ⑩ D. L. M. d'Avenel, édit. *Lettres, instructions et papiers d'Etat du Cardinal de Richelieu*, Paris, 1883, t. II, pp. 77-84. 原題は

'Mémoire pour le Roi' (M. d'Avenel, *Lettres et papiers*)

- ⑪ *Ibid.*, pp. 78-79.
 ⑫ *Ibid.*, p. 79.
 ⑬ *Ibid.*, p. 80.
 ⑭ *Ibid.*, p. 81.
 ⑮ その理由として、リシュリューは(1)フランスが自然の要害に守られつゝ、フランス軍とスペイン軍の大規模な衝突はフランドル方面に限定されること(2)フランドル方面のスペイン軍がマンズフェルト軍の背後からの攻撃に脅かされて容易にフランスに侵寇できないことを強調した。
 ⑯ *Ibid.*, p. 83.
 ⑰ J. H. Mariéjol, *op. cit.*, pp. 237-244.
 ⑱ D. P. O'Connell, *op. cit.*, pp. 94-96.

三 リシュリューの国内改革

(1) 国内改革の要望

ヴァルテリン問題がリシュリューの思惑外れに収斂した段階において、枢要な課題は、「国内改革」に着手することであつた。

打続く戦乱、政治的混乱の渦中に国庫は慢性的破産状態にあつた。この危機を打開するためにとつた政府の方策は、過酷な重税政策一辺倒に終始していたのである。特に塩税、官職税、物品税、強制的上納金などの間接税は飛躍的に増大していった。そのため「国内改革」とりわけ王室財政の抜本的改革(健全化)を基本的命題とする諸改革を求める声が国内諸階層からあがっていたのである。

因みに国内改革の要求は、一六一四年の全国三部会（パリ）、一七年の名士会議（ルアン）における諸身分の陳情書に窺うことができる。第二身分は、没落する貴族の復権と救済を訴える。（貴族の特権の保証、年金増額、官吏・軍將校への登用。）他方、第三身分の要求は減税、特権身分による税金の一部負担、貴族年金の削減にある。特に両身分は、ポレット法の改廃をめぐる真向から見解を異にする。④第二身分にとって、売官制度は自らの官吏任官への道を鎖すことを意味する。逆に、上昇する第三身分にとって売官制度の保証は、自らの社会的地位と既得権益を守るための堡壘である。したがって、両身分の対立は根底的に相容れぬものとなるが、少なくとも政府の重税政策の転換を迫ることで一致していたのであった。

一六二六―二七年は、一応、戦争のない小康状態にあり、しかも宮廷内部の反リシュリュー派の引起した所謂「シャレ―陰謀事件」発覚直後のリシュリュー政権の相対的安定期にあたり、自らを国民に強く印象づけるためにも国内改革には絶好の時節であった。この期にリシュリューの打出した経済政策に関して、オゼール、タピエは重商主義政策、ルブリンスカヤは、それに加うるに財政改革を重視している。⑤そこで次にリシュリューの政策を順次追って、国内改革がリシュリューにおいてはいかに把握されたかにふれねばならない。

(2) 国内改革草案

さて、リシュリューは、既に一六二五年『王国の全ての問題に関する規則』^{レジヤン}を起草し、国内改革を素描している。⑥この草稿は、①政治機構の改革②宗教組織の改組③行政改革からなっているが、①③が重要な意味をもつ。

先ずリシュリューの狙いは、指導体制強化の第一弾として官僚機構の秩序化にあった。例えば、当時の國務會議は四つの専門會議より構成されていたが、パジェスによれば、各會議の職制は不分明で、その構成員である國務評定官の資格も定かでない。⑦因みに國務評定官の定数は三十六名であるが、実際に肩書きを持つ者は百余名に達し、混乱をきたしていたのである。⑧したがって、リシュリューの國務會議の改革案は、最高會議、軍事・司法會議、財務會議、國務會議の四局か

らなり、各々、職制と構成員が明示されている。^⑧次に財政改革は、不要な王寮役人の整理による支出の節約、官職売買の禁止に及び、もしこの改革案が実践されれば、「革命的な」(タピエ)変革をもたらすものではなかった。^⑩

この改革案は、一六二六年十一月—翌年二月にかけて開かれた名士会議の政府提案事項の骨子となっている。この時、リシュユーの提起した当面の国内改革の具体案は次のようなものであった。^⑪

- ①軍事費の地方醸出。
- ②国内不要城砦の廃棄と国境地域城砦の補強。
- ③反逆罪への厳罰処分。
- ④反逆罪の列挙。
- ⑤不法な収税の禁止。
- ⑥国務会議への有能な人材の登用。
- ⑦巡回裁判所 *Grands Jours* 設置。
- ⑧直接税の特権身分の一部負担。
- ⑨穀物価格の規制、平準化。
- ⑩地方不要役人の整理。
- ⑪外国使節との交際禁止。
- ⑫王室財政支出の節減。
- ⑬王領買戻し計画。

右記の諸項目は、国内秩序の回復・維持を図るもの、王室財政の再建を図るものが混然一体となっている。

ルブリンスカヤによれば、リシュユーは、就中、王室財政の再建に腐心し、^⑬の王領買戻し計画の実施を最重要目標とした。^⑭この計画は、王室財政の不足を賄うための苦肉の策としての、王領を抵当とする金融業者からの借金という旧来の悪循環を根本的に是正し、王領を名実ともに買戻し、その収入によって王室財政を補填するという壮大なものであった。ところで、王領買戻しのためには莫大な資金が必要となるが、政府の財源は枯渇している以上、リシュユーは、金融業者などからの長期かつ低利の融資に期待したのであった。^⑮

しかるに、この計画は第三身分の強い反対に遭遇する。金融業者、高等法院上層部を含む第三身分代表は、政府による度重なる重税政策の直接的被害を蒙っていたことに加えて、かかる強制的な融資が王領の買戻しではなく王室財政不足分の補填にふりむけられるのではないかと恐れ、融資を渋ったのである。したがって、政府のもっとも期待した王領買戻し計画は頓挫せざるをえなかった。^⑯

財政再建計画は、なお農民の税負担の軽減、特権身分の税負担の一部肩代り、不要役人の整理に言及しているものの、

遂に重点目標の一つであったはずのポーレット法廃止（売官制度廃止）は提案項目から欠落している。ムーニエは、この原因を戦争による軍事費捻出のためと述べているが、結局、リシュリユの財政政策は、売官制度を廃止するどころか、官職収入を必要悪として組込むことになってなりたっていたのである。^⑮

財政改革以上に注目されるべきは、国内秩序の安定化政策である。その狙いが不穏な大貴族、ユグノーを含む封建勢力の去勢にあったことはいうまでもない。実際ヴァルテリン問題を途中で放棄したのは、南仏ユグノーの反乱のゆえであった。そのために、③④において、反逆罪に対する厳罰処分が提起されたのである。^⑯

④項では、貴族の武装・居館が著しく規制され、国王の許可なく兵士の不法召集、戦争準備、外国との密約・同盟、城館の防備強化、集会開催、政治的パンフレットの頒布は直ちに反逆罪に該当するものとして厳しくチェックされたのである。⑤、⑨、⑪項も、地方総督の権利の濫用を禁じて、民心の掌握に努めている。なおこの貴族規制は、一六二六年七月の不要城砦撤去令と一対をなすものである。^⑰

(3) 海上覇権への道

名士会議と前後して、リシュリユの国内改革のもう一つの柱は、海上覇権の確立にあった。

フランス海運の沈滞については、例えば重商主義理論家モンクレチアンの『政治経済論』Traicté d'Oconomie Politiqueの指摘をまづまでもなく、リシュリユの憂慮するところであった。^⑱ スペインなど列強のフランス商品縮出し、商船拿捕に対して商業利益をいかに防衛するかは政府の緊急の課題であり、モンクレチアンに従えば、「経済的思慮をもった国王の綿密で注意深い規制」に期待されていたのである。^⑲ したがって、この時期に一連の海運立法が打出されたのも当然の成行であった。

しかし、その前提として、フランス沿岸地域を国王直轄下に編成する作業が急務となる。フランスの沿岸地域の行政単位、海軍管区 *Amirauté* はヴァンドーム公（ブルターニュ）ギーズ公（プロヴァンス）モンモランシー公（ギェンヌ）の

大貴族に独占されていたので、政府の攻勢は海軍管区の廃止政策より出発する。

その第一歩は、シャレー陰謀事件に連座して投獄されたヴァンドーム公から海軍提督 *Amiral* の称号を剝奪した事件であり、次いで、一六二六年十月、サン＝ジェルマン勅令によるリシュリユーの「貿易・商務長官」*Grand-maitre, chef et surintendant général de la navigation et du commerce* 就任である。この勅令においてリシュリユーは、「強力で、よく統制された会社を創設し、海陸一体をなす一大商業を企てるべく、またわが臣民が不都合なく商いを営む……」ために政府の強力な援助を背景とした海上覇権を目指しているのである。かくて海運行政権を掌握した政府の手で海運政策は進展する。

例えば、弱体なフランス工業振興のために政府自ら工場の設営に尽力し、熟練技術者の育成、外国人技術者の帰化が奨励され、また特権、年金、爵位授与を含む優遇措置が講じられる。更に、貴族が商工業に携わることにはデロジェアンス（貴族資格失格）の罪を犯すことになるが、ここにも例外規定が設けられ、ボアソナードによれば、ヌヴェール公は絹織物、製糸業を営み、ゴンディ公、エペルノン公にも同様の例が認められるのである。あるいは、貿易会社の設立、植民活動、東方貿易の促進もその一連のものである。

しかしながら海上覇権は究極のところ、強力な艦隊の援護と多数の大型商船の保有なくしては考えることができない。ところが、リシュリユーが「私が政権を担当した時、フランスにはおよそ海軍というものは存在せず、一隻の艦艇さえなかった」と誇張気味に述懐しているように、フランス海軍は地中海方面の若干のガレー船を除くと、皆無の状態であった。そこでリシュリユーは海軍創建に着手した。一六二六年には一八隻、二七年には六隻がノルマンディとブルターニュの造船廠で建造されている。勿論、フランスの造船技術はオランダなどの先進国に比べて拙劣で、しかも資材の木材不足のために成功を収めたとは言い難い。それでもラ・ロシェル戦役までに、オランダから買入れたものを含め三五隻のフランス艦隊が編成されるに至っているのである。それと並行して軍需産業への政府の保護政策は、ドック建設、銃砲鑄造、武器類

製造等々に強力に推進されていくのである。^②

以上のように、リシュリューの国内改革は財政改革、経済振興、海上覇権に及ぶ画期的なものであった。ただし、その成果は直ちに期待されるほどの即効性はもたなかった。否、これらの政策は、王領買戻し計画、巡回裁判所設置、海軍管区廃止に窺われるように、国内各層の既得権に対する一方的な侵害を意味したのであり、高等法院をはじめとする官職保有者、貴族、都市ブルジョワなどの執拗な抵抗を受けて修正を余儀なくされたのである。^③

それでも、中央集権体制の強化は着実に成遂げられつつあった。海軍を国王直轄下に掌握し、レスディギエール公の死(二六二七年)と共に大元帥 Cométable を廃止することによって国王による軍隊統帥権は著しく進捗をきたしたと思われる。^④ 結果的にリシュリューの国内改革は、国内諸階層の要求とはかなり異なる形で実施された。言い換えると狭義の国内改革、すなわち治安維持的、警察的、ひいては軍国主義的方向に置換されているのである。そして、この方向性は、一六二七年以降の戦争遂行のための前提であり、かつ戦争の過程でますますその傾向を顕著にするのである。

② R. Mousnier, *La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII*, Rouen, 1945 (1971) pp. 405-406, p. 421; A. D. Lublinskaya, *French Absolutism: the crucial phase 1620-1629*, Cambridge, 1968, pp. 230-232. ルブリンスカヤは「Y」の収支表に基づく次のように

	1607年	1620年	1629年
直接税	11,306,200	11,446,500	9,872,500
間接税	5,589,700	7,013,300	8,145,600
木材収入	447,900	415,600	447,900
官職収入	1,842,600	13,267,600	20,052,100
臨時収入	10,656,400	6,812,500	11,415,500
計	29,842,800	38,955,500	49,933,600

(単位リール)

王室財政収入表を掲げている。なせ「Y」四世期に均衡財政を維持したのか(財務総論)の改革のコンピテ D. Buisseret, *Sully and the Growth of Centralized Government in France, 1598-1610*, London, 1968, pp. 74-86.

③ J. H. Mariéjol, *op. cit.*, pp. 159-176; R. Mandou, *Classes et luttes de classes en France au début du XVII^e siècle*, Firenze, 1965, pp. 43-48.

④ R. Mousnier, *op. cit.*, pp. 608-627.

⑤ H. Hauser, *La pensée et l'action économique du Cardinal de Richelieu*, Paris, 1944, p. 48; V. L. Tapie, *op. cit.*, pp. 160-165; A. D. Lublinskaya, *op. cit.*, pp. 294-296.

⑥ Avenel, *Lettres*, t. II, pp. 168-183. 原題は「Règlement pour

toutes les affaires du royaume'

- ⑩ G. Pages, 'Le Conseil du Roi sous Louis XIII', *Revue d'Histoire moderne*, XII no. 29-30, 1937, pp. 300-311.
- ⑪ Avenel, *Lettres*, t. II, pp. 169-170.
- ⑫ *Ibid.*, t. II, pp. 176-180; V. L. Tapie, *op. cit.*, p. 146.
- ⑬ *Ibid.*, t. II, pp. 315-334; A. D. Lublinskaya, *op. cit.*, pp. 311-314.
- ⑭ A. D. Lublinskaya, *ibid.*, pp. 315-316.
- ⑮ *Ibid.*, p. 318.
- ⑯ R. Mousnier, *op. cit.*, pp. 645-647; T. P. p. 294.
- ⑰ A. D. Lublinskaya, *op. cit.*, p. 312.
- ⑱ Isambert, *Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 420 jusqu'à la Révolution de 1789*, Paris, 1822-1827 (1966), XVI, pp. 192-194 (以下 Isambert 文省略) たゞ、リシエリエーは貴族一般を弾圧しようとする意図はなかつた。彼はむしろ、貴族はそれ相応の特権と名誉を授けられなければならない。リシエリエーの恐れたのは貴族が王権に反抗し対等たることを求めることであつた。リシエリエーの最も警戒したのは大貴族の動勢であつた。大貴族の定義は明確ではなかつたが、Avenel *Lettres*, t. I, p. 232 にあつて、リシエリエーは次のやうな大貴族を列挙してゐる。モンテ公、ソノン伯、コンテ公、ギース公、ヌヴェール公、ロンタウール公、ペインヌ公、ヴァンドーム公、モラン公、ノアモン公など二五名。一般に大貴族は王族を中心とする武門貴族の上層部分である。O. A. Ranum, 'Richardson and the Great Nobility: Some Aspects of Early Modern Political Motives', *French Historical Studies*, vol. III, No. 2, 1963, pp. 184-204; J. R. Major, 'The Crown and the Aristocracy in Renaissance France', *American*

Historical Review, LXIX, 1964, pp. 631-645.

- ⑲ H. Hauser, *op. cit.*, pp. 11-23; C. Cole, *French Mercantilist Doctrines before Colbert*, New York, 1931, pp. 131-143; A. D. Lublinskaya, *op. cit.*, pp. 103-145.
- ⑳ A. Montchrestien, *Traité de l'Économie Politique*, Paris, 1889, édit. F. Funk-Brentano, p. 30 マンチエリエーの思想の出発点は、立地、資源(原料)、人口面々の条件を満たさなければ、マンチエリエーが沈滞してしまふのである。その原因は、彼によれば、宗教戦争以来の動乱、政府の無策、外国人の商工業独占にある。従つて、マンチエリエーの繁栄のためには、政府自ら産業育成に乗り出し、工場を設営し、外国人を排斥し、海運業の振興、高関税、植民地獲得などを積極的な推進手段によつて提起せねばならぬ。
- ㉑ F. Olivier-Martin, *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, Paris, 1948, pp. 509-510; C. J. Burckhardt, *op. cit.*, t. II, pp. 28-55; A. D. Lublinskaya, *op. cit.*, pp. 285-286.
- ㉒ H. Hauser, *op. cit.*, pp. 25-26.
- ㉓ Isambert, XVI, pp. 194-197.
- ㉔ P. Boissonnade, *Le Socialisme d'État. L'Industrie et Les Classes Industrielles en France pendant les deux premiers siècles de l'ère moderne (1453-1601)*, Paris, 1927, pp. 181-185.
- ㉕ *Ibid.*, p. 180.
- ㉖ H. Hauser, *op. cit.*, pp. 108-120; A. D. Lublinskaya, *op. cit.*, pp. 283-285. 貿易会社としてリシエリエーが設立したものは Compagnie de Cent Associés, Compagnie de la Nacelle de Saint-Pierre など、一六二八年には la Nouvelle France を設立したピエール・モンテ公の植民が開始する。冒險家モンテリエリはモロコシに派遣されたピエール・モンテ公の沈滞する地中海貿易にかかわる

キルトとしてバルティア→ロシア→バルト海を経由するルートを模索
した。⁹³

⁹³ T. P. p. 97; J. H. Mariéjol, *op. cit.*, pp. 329-335.

⁹⁴ A. D. Lublinskaya, *op. cit.*, pp. 282-283.

⁹⁵ P. Boissonnade, *op. cit.*, pp. 202-215.

⁹⁶ A. D. Lublinskaya, *op. cit.*, pp. 317-325.

四 リシユリユーの戦争と戦略

一六二七年七月、バッキンガム大公麾下のイギリス艦隊の来寇に端を発するラロシユエル攻防戦から一六三〇年イタリア戦線の鎮静に至る三年間は全く戦争に終始した時期であり、リシユリユー政権の命運を決する重大な時期であった。

ラロシユエル攻防戦(一六二七年七月→二八年十月)第一次イタリア遠征(二九年一月→三月)南仏ユグノー掃討戦(四月→十月)第二次イタリア遠征(三〇年一月→十月)と連続する戦争は、『政治遺訓』の基本戦略、すなわちユグノー殲滅→ハプスブルク帝国分断路線を踏襲したものであるが、⁹⁷未だ健全財政を回復していないフランスが総力戦に近い戦争を敢行したことは、政府の重大な決断を示すものである。

イタリアへの二度の遠征は、三十年戦争の戦局の推移と深く関わっている。

ドイツ情勢はフランスのヴァルテリン撤収以降、フランスにとって不利に展開していたのである。特にドイツ皇帝フェルディナント二世を盟主とするカトリック同盟軍(ヴァレンシュタイン麾下)は、新教諸侯軍を撃破して全ドイツを席卷し、一六二九年三月には「復古勅令」を發布する。逆に、バルト海沿岸に追詰められた新教諸侯軍を後援するフランスは、自ら第二戦線を開いて皇帝軍の兵力を分散する必要性に迫られていたのである。⁹⁸そこに、フランスが再度、マントヴァ問題(マントヴァ公位継承問題)⁹⁹を梃子として戦争に突入する必然性があつた。

⁹⁷ F. Olivier-Martin, *op. cit.*, pp. 446-447. なおフランス軍の総兵力

は十六世紀では約五万 (G. Zeller, *Les Institutions de la France au XVII^e siècle*, Paris 1948, p. 315) リシユリユー内閣成立時では約六万であった。しかし一六三五年スペインとの全面的開戦までには十三万五千の歩兵と二万二千の騎兵を有している。(J. H. Mariéjol, *op. cit.*, p. 318)

一六二九年初頭のイタリヤ遠征は、有時の際、長駆マントヴァを救援すべくサヴォア領内自由通行権を確保するための予備作戦であり、^④続いてラングドックのユグノー武装勢力最後の牙城を抜き、宿敵ロアン公を放逐した内戦は、ユグノーがスペインとの共同作戦のもとに蜂起した先年の例を繰返させぬための先制攻撃であった。事実、ユグノーは、スペインから巨額の軍資金を得て反抗の機会を窺っていたのである。^⑤

しかし、一六二九年末、ドイツ、スペイン連合軍がイタリヤに大挙して進駐するに及んで、フランス軍との正面衝突は必至となる。フランス軍の前線基地、マントヴァとカザルは重囲に陥った。^⑥

それでは、リシュリユーは、この戦争をどのように捉えていたのであろうか。それは一六二九年一月十三日、イタリヤ遠征に赴任するに際して国王に上申された『ラ・ロシュエル攻略後に行われる諸策の意見書』が如実に物語っている。^⑦

「外国については、スペイン発展の流れを遮断すべき永続的な計画が必要である。かの国が自己領土と国境の拡張を目的とするのと相違して、わがフランスは、有時の場合にスペインの圧迫からわが同胞国を守るためにフランスの防衛を固め、隣国に入る門戸を確保しなければならない。その目的のために我々のまずなすべきことは、世界のいかなる国にも赴くことのできる海上で強力になることである。次いでメッスの防備を堅牢にし、ドイツへの入口を確保するために、できる限りストラスブルまで進む必要がある。このことは、極めて慎重に、時間をかけて、穏便に、しかも内密にすすめる必要がある。スイスを威圧し、この国に自由入国し、ジュネーヴをフランスの外壘とするためにヴェルソアに要塞を築かなければならない。……」

このように、リシュリユーは、メッスからストラスブルへの進出(ライン川への到達)、フランシュ・コンテ、ジュネーヴ、サリユースを外郭とする広域版図を構想しているのである。これは、後世史家をして、ライン川以西をフランス領とする自然国境説の表明であると推察せしめたものである。ゼレルは自然国境説に反対し、かかるリシュリユーの意図は、反スペイン戦略の大綱を示したもので、決して武力侵略を示唆したものではないと主張している。^⑧またヴェーバーも、

リシュユールの意図が、あくまでドイツ・イタリア問題への介入権 *intervention* と通行権 *Passage* の留保にあると述べている^④。確かに、フランスは外国を侵すだけの余力はなかった。けれどもリシュユールがここでドイツ・イタリア問題に積極的に介入する姿勢を顕示したことは、再度外交路線を転換し、スペイン軍のイタリア、オランダでの活動を抑止する先取防衛方針を打出したことを意味する。ドイツへの出撃拠点がメッスとすれば、イタリアへのそれはピニエロールの半永久的要塞化であった^⑤。

リシュユールにとって戦争は必ずしも悪ではない。『政治遺訓』は、「偉大な王国は、その繁栄と偉大さに対する嫉妬・憎悪から生じる企みを防止するに十全の軍隊を絶えず維持している」^⑥と軍備の必要性を強調した後、「戦争は必要悪であり、絶対必要であり、また、そこから善を引出しうるもの」^⑦と戦争の論理を飛躍させている。

そして、一六三〇年四月の国王宛書簡は、「もし和平を御決心される時は、時を移さず敏速に行わなければなりません。もし陛下が戦争を御決断される時は、国内の休息（安寧）^{ルボ}、節制（財政）^{エスルエ}、規律（治安）^{レドレヤン}をお捨てにならなければなりません。和平を望まれるならば永遠にイタリアへの御心を断念されねばなりません」^⑧と、和平への可能性を認めつつも、スペイン軍の活動がある限りフランスの選択はイタリアへの軍事介入以外にありえないことを国王に直言しているのである。つまり、リシュユール戦略の基本は、ある程度の犠牲を伴いつつも、進んで外圧に反撥し、戦争の危険をも冒す積極的姿勢、言い換えるとイタリア生命線論と呼称されよう。

しかし、リシュユールは単に無謀な決戦を挑んだのではなく周到な外交戦術と国内対策に裏づけられていたのである。例えば外交面において、フランスはドイツカトリック同盟の攪乱を謀り、事実、バイエルン公は同盟から脱落し、ヴァレンシュタインも皇帝軍総司令官を罷免されるのである^⑨。また、スウェーデン大使シャルナセによるスウェーデン王グスタフ・アドルフへの新教徒救援の勧誘は、一六三〇年七月、スウェーデン軍のシュテッチン上陸を結実するのである^⑩。

リシュユールの外交攻勢と並んで重要と思われるのは、一六二九年一月、イタリア遠征に際して国璽尚書マリアックの

起草した「ミッシュウ法典」Code Michau 四六一ヶ条の制定である。^⑥ この法典は名士會議に諮問した政府提案を成文化したもので、行政、財政、軍事、司法、商工など内政の全般の問題にわたっている。その内容を明らかにすることは本稿の枠を越えているので、主要条項の抽出に留めざるをえないが、極めて治安維持的法規が先行していることを看取することができる。

先ず地方巡察官 *mairies des requêtes* の規定である(五八条)。地方巡察官は、大法官あるいは国璽尚書の直屬機関として地方を巡察するが、その職務は地方高等法院以下の官僚組織の点検及び調査、人民の実情の把握と陳情書の受理、その結果を政府に答申することにある。特に収税、官僚の職權濫用・汚職に対しては直接指揮權を發動しうるものである。この制度は、後のアンタンドン常設化への布石であり、高等法院を頂点とする官職保有者層にかわる直隸官僚体系の導入による中央集權化促進の礎石であることは言うまでもない。^⑦

次いで高等法院の二大特權である諫奏權 *Remontrance* と勅法登記權 *Enregistrement* が制限される。五三条によれば、勅令が布告されて二ヶ月以内に高等法院は勅法登記を完了することが義務づけられる。^⑧ つまり、従来の高等法院の反王權運動の常套手段であった審議引延し戦術は事実上、禁止されたのである。

貴族、地方総督に対する禁令は峻厳をきわめている。一七〇条は、「頻発する叛乱、容易に起る個人的な騷乱・謀反、公益・私利を口実とする武装は、わが人民の休息と王權・正義に対する恐ろしい害をなすものであるので、今までにとられなかった断固たる命令を余儀なくされている」と述べて、国内の不穏な事態を深刻に受止め、以下の禁令を列挙する。

すなわち、国王の許可なく、外国人との交際、軍隊の応召、身分不相応な軍隊の保持、必要量以上の彈藥貯藏、大砲鑄造、外国との盟約、都市要塞の防禦補強、個人的集会、外国への出入国は直ちに反逆罪に該当するものとされたのである(一七〇—一七八条)。また、地方総督の不法な稅收奪、軍隊指揮に対しても厳しい規制が明示されている(二〇五、二〇八条など)。

ミッシュウ法典は、単に治安対策だけでなく、例えば四三〇—六一一条にかけて、商業・海運の振興が提起されている。

フランス海軍は常時、五〇隻の軍艦を保有すること、操船・砲術・測量・造船などの技術を教授する学校の設立がうたわれ、政府の保護政策がよく窺われるのである。しかしその反面、熟練乗船員を確保するために、船員の登録制度、フランス人の外国船乗組み・外国流出の禁止が規定され、更に外国船のフランス出入港は原則として厳禁されたのである（四三九―四二条）。結局、海運政策においても、政府のイニシヤティブのもと、保護と統制は裏腹の關係にあったのである。

このように、リシュリューは、対スペイン戦争を遂行する一方、非常事態の国内に起るであろう不測の事態を事前に予想し、それに即応すべくミッシェウ法典を準備したのである。したがって、リシュリューの指向した国内改革は結果的には政府の臨戦体制を補強する、いわば支配の強化としての位置づけをもち、治安維持的中央集権体制に偏向せしめられているのである。

- ① T. P. p. 95 の戦略は当時のフランスにちかづけば一般的な考え方を述べた。A. D. Lubinskaya, *op. cit.*, p. 274.
- ② 一六二八―三〇年の三十年戦争の経緯はゴッペル C. V. Wedgwood, *The Thirty Years War*, London, 1938 (1968) pp. 231-268; G. Pégès, *The Thirty Years War, 1618-1648*, Edinburgh, 1970 (translated from the French) pp. 106-115.
- ③ フントゥム公位継承問題は一六二七年十二月 Vincent de Gonzague の病死に伴いフランスの有力諸侯マサール公 Charles de Gonzague が公位を継承したのに対し、ロワール公妃 Marguerite、カヌタム公 Fernand サヴォワ公 Charles-Emmanuel が継承権を主張した問題である。特にサヴォワ公は、一六二八年以降スペインに接近してフランスから離反し、フランス外交の破綻を生ぜしめた。フランスは、シャルロワの攻防戦のために長いフントゥム問題に介入するに至りかねたのである。G. Hanotaux, *op. cit.*, t. III, pp. 195-196; C. J. Burekhardt, *op. cit.*, t. I, pp. 310-312.
- ④ G. Hanotaux, *op. cit.*, t. III, p. 213; D. P. O'Connell, *op. cit.*, pp. 193-195.
- ⑤ C. J. Burekhardt, *op. cit.*, t. I, pp. 327-331.
- ⑥ ロバート・カヌタム公のフランス軍はカザネグ、ドゥイン皇帝軍（ロバート・カヌタム）はフントゥムを包囲したのである。G. Hanotaux, *op. cit.*, t. III, p. 231.
- ⑦ Avenel, *Lettres*, t. III, pp. 179-213 原題は 'Avis donné au Roy après la prise de la Rochelle'.
- ⑧ G. Zeller, 'Saule, Pignérol et Strasbourg. La politique des frontières au temps de la prépondérance espagnole' (*Aspet de la politique française sous l'ancien régime*, Paris, 1964 所収論文) p. 123.
- ⑨ H. Weber, 'Richelieu et le Rhin', *Revue Historique*, CCXXXIX, 1968, p. 279.
- ⑩ Ibid., p. 270 一六四三年の和平会議の際にフランス代表と与えら

れた指令は次のように記されている。「ルニエールがイタリヤ救援のため門として必要であるならば國王はドイツから分断されないうことが重要である。」「ルニエール問題は、フランス外交の重要な課題であった。 Cf. G. Pagès, *op. cit.*, pp. 133-141; G. Zeller, *op. cit.*, pp. 3-11. T. P. pp. 379-380.

- ① T. P. p. 381.
- ② Y. L. Tapié, *op. cit.*, p. 197.
- ③ G. Pagès, *op. cit.*, pp. 118-125.
- ④ C. V. Wedgwood, *op. cit.*, p. 270.
- ⑤ Isambert, XVI, pp. 225-342.
- ⑥ Ibid., XVI, pp. 241-242.
- ⑦ R. Mounier, *op. cit.*, p. 650; E. Esmonin, *op. cit.*, pp. 25-26, p. 34. ルニエールの制度は、騎馬巡察官制 (matres des requêtes en chevauchees) を起源とする。ルニエール法典五八条は、一五五三—

五 反リシュリュー派の壊滅

リシュリューの武断政治はますます軍事政権的傾向を露呈するが、その反面、戦時下の深刻な社会不安を背景に国内各層に衝撃を与え、多様な反政府運動を惹起する。その第一はフランス各地の騒乱の激化、第二は宮廷内部の反リシュリュー派の結束であり、遂に宮廷権力闘争に転化したのであった。リシュリュー政権が確立するためには、最終的的局面として熾烈な権力闘争に勝利を収めねばならなかったのである。

(1) 各地騒乱

一六二四—三〇年にかけて頻発した地方の騒乱は、大規模な反乱には至っていないもの、ケルシー一揆以後エックスの騒乱まで殆どの主要都市を巻き込み、その内容にはゆゆしいものがある。^①

五六〇—一五七六年の勅令の先例に習ったものである。この制度が定着するのは一六三五年頃であるが、フロンドの乱で一旦、全廃される。 Isambert, XVI, pp. 225-226, p. 239 など高等法院と國王の対立にめぐって J. H. Shannon, *The Parliament of Paris*, London, 1968 を参照。

- ① Isambert, XVI, p. 274.
- ② Ibid., XVI, pp. 274-275.
- ③ Ibid., XVI, p. 281. など、続いて軍隊の規律と俸給が定められている (二一九—二四三条)。 Ibid., XVI, pp. 283-305. 当時の兵士は貧しく、しかも俸給は上官に比べて横領される場合が多かったため軍隊は駐屯地あるいは行軍途中の村落を掠奪する事件が頻発した。この法令は、この事態を回避しようとする狙いがあった。
- ④ Ibid., XVI, pp. 329-332; Y. L. Tapié, *op. cit.*, pp. 188-189.
- ⑤ Ibid., XVI, pp. 332-334.

この一連の騒乱のきっかけは、殆ど政府の重税政策にある。例えば一六二七年八月トロワの一揆は反塩税、二八年五月アミアンの一揆は官職増設への反抗、同年六月ラウアルの一揆は織物検査官新設への反抗を起点に重税反対運動として勃発したのである。^②

とりわけ、一六三〇年は第二次イタリア遠征にあたり、しかも未曾有の大飢饉にみまわれてフランスの大半が危機に瀕したのであった。^③ その典例として、ディジョン(二月)エックス(九月)の騒乱を取上げたい。

ブルゴーニュの州都ディジョンに対する政府の重税政策は、相次ぐ強制的上納金の取立ての上に、税制の根本的改正を企図した。^④ すなわち、ブルゴーニュ地方はペイ・デタとして地方身分制議会が税額を定める特権が認められていたにも拘らず、ペイ・デレクシオン(徴税管区)への移管が政府により画策されたのである。この噂が伝わると都市住民による収税官レウケルへの人身攻撃、邸宅焼打ちが頻繁に行われ、国王を模した人形が広場で焼かれた。郊外地区に住むブドウ酒製造人が蜂起に加わり、全地域に騒擾の拡大されたのが二月二十七日であった。^⑤ ところが、都市当局、高等法院はこの騒乱を收拾できず、ディジョンは数日間にわたる無秩序状態を呈するのである。既にペイ・デタ特権を死守すべく市長エヴラール以下の陳情団がパリに派遣され(一月)、ペイ・デレクシオン移管反対の旨政府に嘆願していた。^⑥ つまり、ペイ・デレクシオン移管の噂は、州民全体の問題として、高等法院、都市ブルジョワから貧民に至る広範な反政府運動の気運を醸成していたのである。政府の高圧的態度に対し、地方官憲は蜂起の鎮圧を怠ることによって政府への不満を間接的に表明したのであった。

騒乱の情報が伝わった時、国王はドイツ軍のフランス侵寇に備えてシャンパーニュ地方に滞陣中であつた。国王は、ディジョン当局の緩慢な取締り態度に激怒し、ディジョン市の特権剝奪を示唆して速やかな騒乱の鎮定を強要したのである。そのため都市ブルジョワを中核とする市民軍ミリスは漸く蜂起の鎮定に出勤し、国王への恭順を示した。^⑦ 騒乱の拡大を懸念した政府は、ペイ・デレクシオン移管を断念し、事態は收拾されたのである。

デイジョン以上にプロヴァンスの州都エックスの騒乱は深刻である。ピロルジュによれば、プロヴァンス地方は、ひどい飢饉にみまわれ、小麦価格は一六二五—三〇年に二倍に高騰した^⑧。更に一六二八—三一年にかけて、伝染病の襲来に悩まされたのである^⑨。この最悪の事態の中で、エックス高等法院内部の権力闘争が再燃し、保守派は総長サロン、急進派は評定官コロオリスのもとに結集して一触即発の情勢にあった^⑩。

他方、財源捻出に苦悩する政府は、プロヴァンスに監察官ドーブレを派遣してブルゴニエ同様、ペイロデレクシオン移管を狙ったのであった^⑪（一六二九年）。伝染病流行が下火となった一六三〇年夏、ドーブレは再びエックスに着任しようとする。高等法院は、ドーブレがポレット法廃止を布告することを恐れてドーブレの着任を拒絶し、ベルチュイで開会中の貴族会もこれに同調した。遂に高等法院内急進派がエックス住民と共に決起したのが九月十九日であった^⑫。かくて、都市当局、高等法院は両派に分裂して抗争し、また総督ギーズ公は反リシュリュエー派頭目の一人であったために騒乱を鎮定しようと努めなかったので、騒乱は全プロヴァンスに蔓延する^⑬。

エックスの騒乱が漸く鎮火するのは、騒擾の拡大に恐れを抱きはじめてブルジョワ穏健派の秩序回復への動きと、コンデ大公麾下の国王軍が投入される一六三一年である。総督ギーズ公は、騒乱を放置した責任を追求されるのを避けてイタリアに亡命した。

以上、概観したようにデイジョン、エックスの騒乱には多くの共通点が見出される。①飢饉や物価騰貴、伝染病流行による民衆の困窮②それにも拘らず政府の執拗な重税賦課③蜂起者は都市貧民・農民の他、官職保有者、ブルジョワ、一部不平等貴族をも含む、という経過である。政府の重税政策に対する批判は、都市上流階層、貴族に及び、蜂起者側のスローガンが「国王陛下万歳、塩税官に死を」と、攻撃対象を徴税請負人や地方監察官とする限り、地方の多数の賛同を獲得しえたのであった^⑭。裏返せば、それ程にまでリシュリュエーの戦争政策は国内の歪み、困窮に拍車をかけていたことができる。

そして、まさに、リヨンの騒乱を間近に体験した国璽尚書マリアックがリシュリュエー宛書簡（七月十五日）で述べた「フラ

ンス全国至る所、反乱に満ちている。高等法院はそれを処罰しない。国王は訴訟のために裁判官を置くのである。高等法院は、判決の執行を停止し、その結果、反乱は権威づけられている」という警句は、各地騒乱が高等法院以下の官憲の取締り機能の弛緩すら含む極めてゆゆしい事態として、宮廷を震撼せしめる問題となりつつあることを暗示しているのである。

(2) 反リシュリユー派の結束

各地騒乱はリシュリユー戦争政策のひきおこした国内疲弊の深度を計るバロメーターであるが、騒乱そのものは個別分散的であって、直ちに政情不安を導かない。リシュリユー路線を修正するか否かは宮廷権力闘争の帰趣にかかっている。

宮廷派閥の実態は複雑であるが、リシュリユー政権成立期にはおよそ次の四大派閥を想定して大過ないと思われる。①国王ルイ十三世側近の寵臣②皇后アンヌ・ドートリッシュ派③王弟ガストン派④皇太后マリ・ド・メディシス派である。

ルイ十三世治世の前半期(一六一〇—一六二四年)が、国王派と皇太后派(マリは摂政兼任)の拮抗を主軸とする変則的な両極政治の展開されるなかにあつて、リシュリユーはマリ側近の権臣として皇太后派の糾合に奔走したために、国王派からは皇太后派の黒幕的存在と目されて疎まれていた。したがつて、漸く国王と皇太后の和解の成つた一六二〇年以後もリシュリユー個人への風当りは強く、国王とリシュリユーの意志疎通も十分ではなかつたのである。

更にリシュリユー政権発足時の主要閣僚は、ラ・ヴィユヴィル前内閣の閣僚がほぼ留任している。国璽尚書ダリグルは国王直系の寵臣、財務官マリアック、シャンピニ、国務評定官シャトーヌフなどの有力者はリシュリユーの影響下にはないのである。つまり、リシュリユー政権は、両極政治と派閥抗争による弊害を蒙つて著しく権限を掣肘されていたのであつた。

一六二六年のシャレー陰謀事件は宮廷派閥の均衡を破る。この事件により、親スペイン勢力のガストン派、アンヌ派は後退し、皇太后派の抬頭が顕著となる。ダリグルは更迭され、後任の国璽尚書にマリアック、財務総監にデフィアが親補

され、リシュリユーの指導体制は強固となるのである。^②

しかし、戦争継続に対する危機感を反映して一六二七年頃を契機に反リシュリユー派は再び頭を上げはじめた。この度の反リシュリユー派は、かつてリシュリユーの庇護者であった皇太后マリ、王弟ガストン、デヴォで親交の深いマリアック、ベリユール、一部大貴族の野合になるものであった。(皇太后派の両極分解)

デヴォの理念がカトリック世界の統合と異端の撲滅にあり、既にリシュリユーの現実主義と袂を分かつていたことは前述したが、遂にその領袖ベリユールも戦争継続への危機感を強めていく。その転機がリシュリユーの対ユグノー寛容政策であったといわれる。リシュリユーの異端弾圧は物理的抵抗の排除にあるのであって、信教の自由そのものには言及されない。^③そのため、一六二九年六月アレスの和約においてはナントの勅令に準じて信教の自由は承認され、南仏ユグノー都市の速やかな復興が提言されたのである。これはユグノー赦罰処分を要求するデヴォ層の強い不満のたねであった。^④ベリユールが国務会議入りするのが、一六二七年である。他方、リシュリユーは、これ以後三年間、殆ど国王と共に戦場であり、パリに滞在する期間は少なかった。パリの宮廷においては皇太后マリ、マリアックが政務を代行し、反リシュリユー派はマリの宮廷を温床として徐々に糾合されるのである。

リシュリユーと反リシュリユー派が初めて公然と意見の対立を露にするのは一六二八年十二月、イタリア遠征の賛否を最終的に審議した国務会議においてであった。この時、ベリユールとマリアックが遠征への危惧の念を表明したといわれる。^⑤一六二九年二月二日付ベリユールのリシュリユー宛書簡は、「我々は人民の困窮を賭して、果しない戦いを始め、カザルを占領する口実のもとにミラノに進軍しようと欲しているのだとの巷間の噂です。このことは明らかにスペインの敵対諸国からも公然と批判されているのです」と述べ、対スペイン戦争が聖戦ではなく、国際世論に背を向けたものであることを強調している。

ベリユールの突然の死後(一六二九年九月)反リシュリユー派はマリアックに受継がれる。マリアックは、個人的な政

治的野心の他、①国家財政の破綻②民衆の疲弊と騒乱③スペインと全面戦争に突入する危機感④ユグノーに対する寛容政策批判の四点に立脚してリシュリュー主戦論を非難した。両者は一六三〇年五月初め、リヨンのイタリア方面軍事作戦会議でいよいよ溝を深める。この時、マリアックはスペインとの即時全面講和を主張した。

しかし、マリアック和平論に対するリシュリューの回答は、五月十五日付国王宛書簡で明快に述べられている。

「国璽尚書殿（マリアック）によって提言された議論は、戦争すると不都合が生じるということを明らかにしたにすぎません。このことは万事につき真実です。というのは、戦争とは人間を悩ませることが神を喜ばせるといふ類の神罰の一つなのです。しかし、だからと申して、軟弱な、野卑な、恥ずべき条件で和議を結ばなければならないことにはならないのです。なぜなら、この手段は現在行われている戦争以上の不利益に晒されるからです。……屈辱的条件で和議を結ぶ者は和平を長く保てぬでしょう。また、永遠に名声を失墜し、自分自身、将来、より長期の戦争に晒されるのです。我々が他の場合にはもちえないような有利な条件下にあるにも拘らず、我々の示す節操や意志が薄弱であれば、何びとも我々を攻撃することを恐れぬでしょう。諸国は、我々との同盟関係を我々の信義の欠如の故に無益とみなし、もはやスペインとの同盟以外、安全な道を見出すことは不可能だと考えるでしょう。」

リシュリューの主張は、緊迫した国際情勢のもと、フランスの進むべき道は、万難を排してスペインとの戦いを完遂しなければならぬ、しかも現時点においては強いの強い信念に貫かれている。安直なスペインとの和睦は、友邦国の信頼を裏切りフランスの未来に禍根を残すのみであり、中途半端で路線を放棄することはフランスの栄光へのきつかけを永遠に失うことを意味したのである。それゆえ、結論は次のごとくである。「和平への道は戦争を通じてのみ可能である。」

皇太后マリとリシュリューの関係も次第に冷却化する。一時、マリはリシュリューに首席大臣 Premier Ministre の称号を与えて懐柔を試みるが、一六二九年末までに厭戦気分浸るマリを取巻くマリアック派とリシュリュー派の亀裂は決定的となる。

マリアック派のリシュリユー失脚のための陰謀計画は一六三〇年夏、フランス軍のイタリア作戦の停滞を契機として胎動する。当初、サヴォアを降し破竹の勢であったフランス軍も圧倒的なドイツ・スペイン連合軍の前に阻止され、六月マントヴァ陥落、カザルが重囲に陥り、戦線は膠着化する。更に九月末、国王は突如、健康を害してリヨンで臥し、危篤に陥った。それと併行してフランス軍の撤退が始まる。この時、マリアックは国王の逝去と同時に王弟ガストンを王座に推戴し、一挙にリシュリユー派の壊滅を画策したといわれる。この陰謀に参画したのはマリ、マリアック兄弟、バッソンピエール將軍、ギーズ公などであった。しかるにルイ十三世は奇跡的に容体を回復し、リシュリユー打倒は不発に終った。^③

(3) ジュルネーデーデユップ

遂に一六三〇年十一月十日、マリがリュクサンブル宮殿でひきおこした所謂「裏切られた者の日」*Journée des dupes* は抗争する両派の間の最終的決着をつける事変であった。この事変の経緯はおよそ次のごとくである。^④

既にリヨンの病床でルイ十三世にリシュリユー解任を迫ったマリは、密かに解任の内諾を得たといわれる。マリはこの日、居館に国王を招き、その速やかな実施を要求したのである。ところが未然に不穏な事態を察知したリシュリユーが兩人の会見室に突如、闖入したのでマリの不満は一挙に爆発し、リシュリユーは退出を余儀なくされたのである。この時点においてリシュリユーの失脚は確定的と思われた。しかし同夜、ヴェルサイユに出頭命令を受けたリシュリユーは、却って国王の全幅の信任を得、形勢は全く逆転したのである。翌日、マリアックは逮捕され、実弟ルイード・マリアック（イタリア方面軍司令官）も前線で逮捕される。翌年、マリとガストンはブリュッセルに逃れ、ギーズ公もイタリアに亡命する。バッソンピエール將軍はヴァンセンヌ城に幽閉されるのである。かくのごとく、マリアック派の壊滅という皮肉な結果が、「裏切られた者の日」の帰結であった。^⑤

この事件の真相はいまだに謎に包まれて明確ではないが、早晚、リシュリユー主戦論とマリアック和平論の正面衝突は必至であった。リシュリユーは戦争と中央集権政策を両輪とする強権的政権を志向し、他方、デヴォ、大貴族勢力などの

重層的におりなされたマリアック派は穏当な改革を志向したことに於いて両者は決定的対立を孕んでいたのである。「裏切られた者の目」の意義は、最終的には国王の全面的信任という偶然的要因に支えられながらも、リシュリューの既定方針である中央権力の確立と反スペイン政策を再確認したことを意味し、また、リシュリュー政権最大の弊害であった両極配を確立したことであった^②。事実上の枢機卿宰相体制の出現である。反リシュリュー派殲滅の後ここにリシュリュー独裁体制は名実ともに確立したと云うことができる。

- ① J. H. Mariéjol, *op. cit.*, pp. 400-406; P. Boissonnade, 'L'Administration royale et les soulèvements populaires en Saintonge et en Poitou pendant le ministère de Richelieu', *Bull. et Mém. de la société des antiquaires de l'ouest*, 2^e série, XXXVI, 1902, p. 209; J. G. Pagès, 'Autour de "Grand Orage"': Richelieu et Marillac, deux politiques', *Revue Historique*, CLXXIX, 1937, pp. 63-97, p. 68. 他方、J. H. Mariéjolの『ルイ十三世の政治』(1937) pp. 63-97, p. 68. 都市手工業者(農民)間の階級闘争と提言(B. Porchnev, *Les soulèvements populaires en France de 1623 à 1648*, Paris, 1963) の主張を継承し、絶対王権の重税政策に対する地方の統一戦線を主張するものも議論を展開している。 R. Monsnier 'Recherches sur les soulèvements populaires en France avant la Fronde' *Revue d'Histoire Moderne et Contemporaine*, IV, 1958, pp. 81-113. 44頁の『ルイ十三世の政治』(1937) J. H. Salmon, 'Vernal Office and Popular Sedition in Seventeenth-Century France', *Past and Present*, no. 37, 1967, pp. 21-43 を参照。
- ② G. Pagès, *op. cit.*, pp. 67-74; V. L. Tapie, *op. cit.*, pp. 200-207;

B. Porchnev, *op. cit.*, pp. 49-52, pp. 132-135, R. Monsnier, *Fureurs paysannes: Les paysans dans les révoltes du XVII^e siècle (France, Russie, Chine)*, Paris, 1967, pp. 43-53.

③ 『ルイ十三世の政治』(1937)のケントンを参照。 M. Baulant et J. Meunier, *Prix des Céréales extraites de la Mercures de Paris*, 2 vol. Paris, 1960; P. Goubert, *Beauvais et le Beauvaisis de 1600 à 1730*, Paris, 1960; F. Labrun, *Les Hommes et la Mort en Anjou aux 17^e et 18^e siècles*, Paris, 1971, pp. 132-133.

④ J. H. Mariéjol, *op. cit.*, pp. 400-401; B. Porchnev, *op. cit.*, p. 136.

⑤ *Ibid.*, pp. 137-138.

⑥ *Ibid.*, p. 136.

⑦ *Ibid.*, p. 141.

⑧ R. Pillorget, 'Les "Cascaveaux"', *L'insurrection aixoise de l'automne 1630' XVII^e siècle*, no. 64, 1964, p. 5.

⑨ *Ibid.*, pp. 6-7.

⑩ *Ibid.*, p. 8, p. 12.

⑪ B. Porchnev, *op. cit.*, pp. 143-145. ユーロパの『ルイ十三世の政治』

本稿に、G. Mongréden, *La Journée des Dupes*, Paris, 1961 pp. 65-88 によった。モングレディアンは、卷末にリシュリユー、ブリエンス、バツソンビエール、モットヴィル夫人、ガストン＝ドルレン、サン＝モンなどの回想録を収録している。Ibid., pp. 187-203.

六 終 章

リシュリユー政権は、スペイン帝国の強圧、国内の疲弊と混乱、国内諸階層の喧噪という危機的状況の中で生誕した。そしてリシュリユーの抱く危機意識、とりわけスペイン帝国の膨張といかに対決するのかという対外的な危機意識を政治に投影するなかに、それは強権的軍事政権として立現われるのである。

リシュリユーは、ヴァルテルン戦争（一六二四—二六年）ユグノー戦争（一六二五—二六年、一六二九年）イタリヤ遠征（一六二九年、一六三〇年）を強力におしすすめた。その戦争政策を補強したものが、名士会議における提案事項、ミッシュウ法典の顕著な傾向である中央集権（治安維持）政策であった。これらの武断政治は、国内の社会不安を背景に、国内各階層の反政府運動、遂には宮廷権力闘争を生ぜしめたのであるが、「シャレー陰謀事件」「裏切られた者の日」などの事件で却って皇太后マリ、王弟ガストン、国璽尚書マリアック以下の反リシュリユー派の壊滅とリシュリユー体制の安定をもたらしたのである。また、リシュリユー主戦論が宮廷内に定着し、国王もそれを是認したことを意味している。

この事件以後もリシュリユー時代には政治的危機がしばしば到来している。例えば、一六三六年コルビー事件、一六四二年サン＝マール事件は、リシュリユー政権を根底からゆさぶったものである。^①しかし、概して、レイナムの指摘するよううに、国务会議の人事を掌握し、全閣僚がリシュリユーに従属する隸臣体制のもとに、リシュリユー政権は比較的安定政権を完うしたということができる。^②反リシュリユー派は宮廷内部に拠点を失って孤立し、分散的抵抗を試みるにすぎなかったのである。

^① G. Hanotaux, *op. cit.*, t. III, p. 303; C. J. Burchardt, *op. cit.*,

t. I, pp. 386-402.

^② O. A. Ramm, *Richelieu and the Councilors of Louis XIII*, Oxford, 1963, p. 8.

かくて、リシュリユー主戦路線は、内政面で展開される中央集権政策とあいまって継承され、一六三五年以降は、それまで禁句であったスペインと正式の宣戦布告さえ交すに至っている。このことは、リシュリユー体制が一応、不動のものとなったとの自信のあらわれでもあろう。

しかし、リシュリユー期の社会不安がますます深刻化していったことも事実である。地方の騒乱は、一六三五年を境に大規模な反乱が頻発し、特に一六三九年の「裸足の乱」^{ツ・ユ・ピエ}は、ノルマンディ全州を覆い、その鎮定のためには政府首脳の人、大法官セギエ自らの鎮撫を必要とするほどの重大事に進展しているのである。③結局、リシュリユー政権は、打続く戦乱の渦中で、戦時財政に全面的に依拠し、重税政策には何らの変哲もなく、むしろ過酷な税収奪を強化したにすぎなかった。この矛盾は、政府・貴族・ブルジョワ・貧民間の熾烈な闘争を助長し、やがてマザランの登場と共に爆発し、フロンドの乱を誘発するのである。

① V. L. Tapié, *op. cit.*, p. 328.

② O. A. Ranun, *op. cit.*, pp. 10-26, pp. 28-29.

③ M. Foissil, *La révolte des nu-pieds et les révoltes normandes de*

1639, Paris, 1970, pp. 295-301

（京都大学大学院生）

national mint bureau. *Tao-huo* and *pu* were the product of the merchants' economical action, and a city name was carved on their surface. On the other hand *fan-k'ung-yüan-ch'ien* had the same style. It was a legal money. *Fan-k'ung-yüan-ch'ien*, which was coined in the late *Chan-kuo* era, is the forerunner of the united monetary system. It is a very important coin in the money history of China.

La Politique guerrière de Richelieu de 1624 à 1630

Par

Y. Aga

Il est bien connu que Richelieu établissait la fondation de la monarchie absolue en France, mais en même temps il faisait les guerres continues contre l'Espagne, de sorte qu'il en résultait la crise sérieuse, c'est-à-dire la crise politique, économique et sociale etc.

Cet article a but d'éclaircir la relation entre la politique guerrière de Richelieu et l'étape du développement de son gouvernement. En étudiant premièrement la pensée et l'intention de la guerre et la politique intérieure de Richelieu réciproquement, nous trouvons que son gouvernement s'était caractérisé par le gouvernement militaire et de plus il continuait à essayer d'empêcher le progrès de l'Espagne. Ce caractère était consolidé finalement en supprimant les soulèvements populaires en provinces et les complots dans la cour qui avaient fait l'opposition à la politique oppressive du gouvernement central.

56 卷 3 号 仏 英 文 要 約 の 訂 正

	誤	→	正
本文のタイトル	La Insurrection	→	L'Insurrection
本文 p.170			
2行目	déjacobinisé	→	dé-jacobinisé
4行目	par députés	→	par les députés
6行目	Ce que distingue	→	Ce qui distingue
6行目	prends	→	prit
10行目(末)	des	→	de
10行目(初)	Ailleurs	→	Ailleurs,
13行目(3文 字目)	le	→	la
13行目(末)	cle	→	de
11行目	projacobins	→	pro-jacobins.
裏表紙のタイトル	Enragès	→	Enragés
	On the Social Development Idea	→	On the Social Development of the Idea